

浜田市企画提案型有料広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が保有する財産等（以下「市有財産等」という。）について、民間企業等の発想により新たな広告媒体としての活用を図ることを目的とし、その企画提案等に関しては、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「企画提案」とは、市に対し市有財産等を広告媒体として活用する企画を提案することをいう。

(提案資格)

第3条 企画提案をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 浜田市の市税を滞納していない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者
- (4) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年浜田市告示第9号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成17年浜田市告示第118号）第13条第3項において準用する場合を含む。）の期間にない者

(企画提案の内容等)

第4条 企画提案の内容は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 法令等を遵守したものであること。
- (2) 市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさないこと。
- (3) 市有財産等の用途又は目的を妨げないこと。
- (4) 市の発注に係る請負、受託等を意図するものでないこと。
- (5) 市に支払われる広告の掲載料が1月当たり5千円以上のものであること又はその相当額の市の歳出削減に繋がるものであること。

(事前協議)

第5条 企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、浜田市有料広告企画提案事前協議申出書（様式第1号）によりあらかじめ市長と協議を行うものとする。

（企画提案の方法）

第6条 提案者は、浜田市有料広告企画提案書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼承諾書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 企画提案に係る資料の作成、提出、ヒアリング等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（企画提案の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を審査し、採択の可否を決定し、浜田市有料広告企画提案採択（不採択）通知書（様式第4号）により提案者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たっては、あらかじめ浜田市企画提案型有料広告審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により採択した企画提案の内容を浜田市ホームページに掲載し、公表するものとする。

（契約の締結等）

第8条 市長は、前条の規定により採択した企画提案に係る有料広告事業（以下「事業」という。）の実施について、当該企画提案の採択を受けた者を広告主又は広告代理店（以下「事業者」という。）として、その広告枠の一括売渡し（掲載要綱第15条の規定による一括売渡しをいう。）に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約によるものとする。

3 市長は、契約の締結に当たっては、事業者と協議の上、提案内容の一部を変更することができるものとする。

4 契約の期間は、3年を限度とする。

5 市長は、契約の期間が満了した後において、事業の実施を継続しようとするときは、公募により事業者を募ることにより、これを行うものとする。

（掲載料の支払い）

第9条 掲載料は、市長が指定する期日までに支払わなければならない。

(費用負担)

第 10 条 事業の実施に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 事業者が第 3 条の提案資格を満たさなくなったとき。
- (2) 事業者が法令違反等重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (3) 事業の継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、広告媒体の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において事業者が損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第 12 条 事業者は、契約の期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、速やかに広告媒体を原状に回復して返還しなければならない。ただし、その必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(浜田市企画提案型有料広告審査会)

第 13 条 企画提案の審査等を行うため、浜田市企画提案型有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案の審査に関すること。
- (2) 広告掲載内容の審査に関すること。
- (3) 企画提案の審査基準に関すること。
- (4) その他企画提案型有料広告事業を公平かつ適正に実施するために必要な事項に関すること。

(審査会の組織)

第 14 条 審査会は、次に掲げる職員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

- (1) 会長 総務部長
- (2) 委員 市長公室長、総務課長、政策企画課長、財政課長、企画提案に係る広告媒体を所管する課長その他市長が必要と認める者

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指

名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 15 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の庶務)

第 16 条 審査会の庶務は、行財政改革推進課において処理する。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

様式 略